



第三者委員会報告に対する対策等の説明会

再発防止策に関するご意見

問 対策の中で「必要に応じて」「適切に」などの表現は職員によって判断が変わるのではないのでしょうか。

答 個人の判断ではなく、関係職員の意見交換、政策調整会議、プロジェクトチームなど様々な場面で議論し、担当者の考え方に偏らない監視体制をしっかりと作っていきます。

問 専門知識がない部分は専門家に聞くという姿勢が必要ではないですか。

答 専門家やアドバイザーの意見は聞きたいと思いますが、今回の問題を受け、アドバイザーと事業者は区別する必要があります。一方で例外的にその会社やアドバイザーしかいない場合、唯一無二の場合などにはしっかりと予防線を張ることが大事であり、公正公平が担保できる体制で一緒にやっていきたいと思えます。

問 提言1の対策では、事業計画と評価を行うとあるが、すべての事業が対象ですか。この対応策だと対応を固めすぎていて継続しないと思えます。継続できる対策を考えてほしいです。

答 皆さまからいただいたご意見を踏まえ、具体的な対策を協議をしていきたいと考えています。

※再発防止策に関するご意見・ご要望のみ記載しています。

問 事務執行適正化検証委員会の設置をする場合、どれぐらいの費用がかかるのですか。

答 具体的な金額はまだ分かりませんが、もし検証委員会を設置するのであれば、弁護士、公認会計士、学識経験者に支払う費用が発生します。

問 職員への研修は実施しているのですか。

答 県の自治研修センターという公務員倫理などの研修する機関で、初任者や数年ごとに泊まり込みで研修を実施していましたが、町独自の研修は実施していませんでした。提言があった内容の研修を今後実施していきます。

問 対策13項目を条例や規則を改正して反映させるのですか。

答 提言の内容に関係する条例や規則を見直し、必要な場合は改正していきます。SNS関係の実施手順が明文化されていなかったため、整備していきます。

次のようなご意見・ご要望も寄せられました



この対策の内容を見ると、事務執行適正化検証委員会をつくらなくても自分たちで確認できることかと思えます。こういった委員会は設けないでいただきたい。

職場内のコミュニケーション、意思疎通が欠けている。職場内で自由に発言できる環境があれば、いろんな議論ができて、このような不正は防げたのではないかと思います。この問題の根本はそこにあると思えます。

対応策が抽象的な内容で方向性しか見えない。内容を具体化してほしい。情報関係についてはしっかりとしてほしい。

提言 07 【第三者委員会】最先端事業などについては、アドバイザーを適切に活用すること

【百条委員会】アドバイザーやその資本関係にある事業者などは、事業に参入が出来ないようにすること

対策 事業から除外をすることも検討します。

- ・アドバイザーの立場で委託した専門業者や団体等については関連する事業の入札参加ができないよう契約約款に明記するとともに、唯一無二の技術など、町にとって明らかに有益な場合については、有識者や町民に意見を聴くなど、公正公平性に最大限配慮します。

提言 08 【第三者委員会】情報管理体制を整備すること

【百条委員会】情報セキュリティ対策要綱など、各規程の順守を徹底すること

対策 SNSの利用や、私用端末の公務使用などの利用について、取扱いを明確にします。

提言 09 【百条委員会】決算が認定されるまで、情報を保管するよう、関係例規の改正すること

対策 公文書の定義と厳格な運用を改めて確認し、職員の研修を徹底します。

提言 10 【百条委員会】各種データやメールを保管するサーバーの容量を適正にすること

対策 文書管理、情報資産管理を徹底します。また、メールなどのサーバー容量には限界があるため、補足するシステムの導入を進めます。

提言 11 【第三者委員会】担当課・関連する課による適正な監視体制を整備すること

対策 町の政策の意思決定については、庁議、政策別（プロジェクト別）委員会を機能させるよう徹底します。

提言 12 【百条委員会】委託業務の業者選定は、その業務内容に即した選定方式を採用すること

対策 それぞれの選定方式のメリット、デメリットを認識し、適切な方法をとることができるよう、ガイドラインを作成し、徹底します。

提言 13 【百条委員会】すべての職員は、法令や条例規則などの遵守のための研修を計画的に実施すること

対策 特別職を含む全職員に対し、法務、財務、コンプライアンス（法令遵守）など、必要な町独自の研修を年次計画により実施します。

対策1～13を実行するための助言、進捗管理、検証のため有識者による委員会を組織します。

名称：(仮称) 国見町事務執行適正化検証委員会

委員の構成：弁護士・公認会計士・学識経験者（大学教授等）計3人

設置期間：令和6年12月～提言に対する対策が十分に効果をあげていると認められる時期まで（概ね3年間）